

令和6年度
愛の詩基金
事業

皆さんの地域福祉活動をサポート！
助成金を活用し、新たな取り組みに
チャレンジしてみませんか？

令和6年度愛の詩基金事業
「社会福祉活動団体等支援事業」
助成金申請団体募集

当協議会では、愛の詩基金の
果実利息を活用し、市内の非
営利活動団体の皆さんの地域福
祉活動をサポートしています。

市内に活動の本拠を有する法
人格のない団体（ただし、特定
非営利活動法人は可）

- 助成対象事業
- ①在宅老人福祉事業
 - ②在宅障がい者(児)福祉事業
 - ③児童福祉事業
 - ④低所得者援護事業
 - ⑤ボランティア活動の推進に
関する事業
 - ⑥その他地域福祉の推進に関
する事業

*同じ事業内容は交付を受けた
年度から3年を経過しなけれ
ば申請できません。

○事業実施期間
6月1日～令和7年3月31日

*目的達成のため複数年かかる
合理的理由があるものと認め
る場合は、3年間を限度に申
請することができます。

○助成額
20万円を上限とします。(助
成対象事業費の10%以上の自己
負担金が必要となります。)

○応募方法
3月1日(金)から地域福祉課
窓口で申請書類を配布します。

○応募期限
4月12日(金)必着

*詳細については、地域福祉課
まで問い合わせください。

申込み
地域福祉課
問 0813(966)3411
申 0813(966)3411

令和5年度助成金交付実績

団体名：コーラス虹
「感謝を込めて」
コーラス虹25周年コンサート
(決定金額15万9000円)



障がい者とボランティアが共
に楽しみながら続けてきたコー
ラスグループ「コーラス虹」が
結成25周年を迎えました。障が
い者の社会参加が進むことを期
待し、25周年記念コンサートを
行われました。平日開催でした
が約200人ほどの観客が集ま
り、多くの方々から賞賛の声
が飛びました。コンサートを行
うことで、障がい者も健常者も
変わらず行動できることを知る
きっかけとなりました。数名の
新規参加希望もあり、今後も障

がい者に対する認識を深めるこ
とが期待されます。

団体名：越谷にプレーパークを
つくる会

「おちかくプレーパーク」だれ
もが安心して遊べる場所」
(決定金額15万5700円)



地域の子も達が、安心して
楽しく遊べる居場所を目指し、
おちかくプレーパークを開催し
ました。専門家のアドバイスも
受けながら作成したオリジナル
の遊びキットは、子ども達に大
人気で、自由な発想で楽しんで
いました。また、保護者もつい
遊んでしまうような環境づくりに
がされていて、子どもだけでな
く多世代で楽しむ遊びの場と
なっていました。参加した保護
者からは、「みんなでみんなの
子を見ながら楽しく遊ぶって
いいですね」との声もあり、プ
レーパークが地域住民を繋げる
きっかけにもなっているよう
です。

社協は、積極的に子育てを応援しています

ハッピー子育て

ファミリー・
サポート・センター
〒343 0813 越ヶ谷4-1-1 (越谷市社会福祉協議会内)
☎0813(966)2311

休館日 日曜日・祝日

子育てサロン
(新越谷駅ビルヴァリエ1階)
〒343 0845 南越谷1-11-4 ☎0813(961)3623

預かり活動の食事を
改定します

こしがやファミリー・サポ
ート・センターでは令和6年4月
から、提供会員宅の預かり活動
でお子さんに食事提供をした際
にかかる費用の改定をいたしま
す。

なお、改定後の費用に関して
は左記の表をご覧ください。

お子さんの年齢・学年	食事費
0歳～小学生未満	400円
小学校1年生～3年生	500円
小学校4年生～6年生	600円

*アレルギーや偏食などへの
個別対応は上記に100円を加算

食料提供にかかわる食材費が
近年上昇を続け、提供会員の負
担が大きくなっていることか
ら、利用会員と提供会員の相互
援助活動であるという点を考慮
し価格の改定をさせていただきます。
皆様のご理解をいただきます
ますようお願いいたします。

当協議会の『愛の詩基金』の利
息を財源として、利用料の半額
助成を行っています。
詳しくはお問い合わせくださ
い。

休中の方、多胎児、父親、出身地
別など毎月いろいろなテーマで
開催していますので、ぜひ子育
てサロンをご利用ください。

児童館でも子育てひろばを開催
コスモス(千間台東2-9)
毎週水・木・金曜日(祝日、
年末年始を除く)
時 午前9時～午後2時
ヒマワリ(蒲生旭町11-35)
毎週火・水・金曜日(祝日、
年末年始を除く)
時 午前9時～午後2時

子育てサロンでは、親子で遊
びながら、参加者同士の交流や
情報交換ができる「子育てひろ
ば」「赤ちゃんひろば」などを
開催しています。参加者が交流
しやすいように、年齢別のほか
テーマごとに集う子育てひろば
も開催しています。働く方や育

子育てサロンでは、親子で遊
びながら、参加者同士の交流や
情報交換ができる「子育てひろ
ば」「赤ちゃんひろば」などを
開催しています。参加者が交流
しやすいように、年齢別のほか
テーマごとに集う子育てひろば
も開催しています。働く方や育

『子育てサロンヴァリエ』
開催日 毎週火曜日～日曜日
午前9時30分～午後5時
会 場 新越谷駅ビルヴァリエ1階
(南越谷1-11-4)

『出張ひろば(水辺のまちづくり館)』
開催日 毎週木曜日 午前10時～午後3時
会 場 越谷レイクタウン水辺のまちづくり館
(レイクタウン4-1-4)

成年後見センター
こしがや

〒343 0813 越ヶ谷4-1-1 (越谷市社会福祉協議会内)
☎0813(966)2281 ☎0813(965)2285

成年後見制度は、認知症、知的
障がい、精神障がいなどで、判断
能力が十分でない方の日常生活
を法的に保護する仕組みです。
今回は後見人の仕事についてお
伝えします。

後見人は本人の意思を尊重
し、生活状況や心身の状態を考
慮しながら、福祉サービスの利
用契約や適切な財産管理などを
行うことで、本人の生活や財産
を守ります。

①本人の生活を支えるために
福祉サービスの利用契約や施
設入所契約、入院の手続きなど
を行います。

②本人の財産を守るために
預貯金の管理や費用支払いの
手続き、不動産の管理などを
行います。
本人が不利益な契約を結ん
だ場合、取り消しなどを行いま
す。

③家庭裁判所への報告
家庭裁判所に財産管理や身上
保護の状況を定期的に報告し、
助言や指導を受けます。
*後見人の仕事に含まれないも
の

- 介護や家事などの事実行為、
医療行為に関する同意、入
院・入所時の身元保証人
- 養子縁組、結婚、離婚などの身
分行為、葬祭などの死後の手
続き

成年後見制度の詳細や手続き
方法については、成年後見セン
ターへお問い合わせください。
【相談時間】
月曜日から金曜日(祝日、年末
年始を除く)

午前8時半から午後5時まで
*来所での相談は、事前にご連
絡をお願いします。

令和5年度越谷市成年後見
制度講演会「わかりやすい
成年後見制度Q&A」
動画配信のお知らせ

2月20日にけやき野司法書士
法人高橋弘司法書士をお招きし
て講演会を開催しました。

動画配信(期間限定)
3月22日(金)午前10時から
視聴方法は当協議会ホーム
ページに掲載します。

◆注意事項
●動画の公開は3月22日(金)午
前10時から2か月間となりま
す。

●動画視聴にかかる通信料は視
聴される方
の負担とな
ります。

